

政令第二百八十九号

地域再生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第四号及び第五号、第十七条の二第一項第一号並びに第十条の八第一項第二号並びに第二項第一号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法施行令（平成十七年政令第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十五条とし、第八条を第十四条とし、第七条を第九条とし、同条の次に次の四条を加える。

（集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域）

第十条 法第十七条の二第一項第一号の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とする。

（建築等の届出を要する行為）

第十一条 法第十七条の八第一項第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 工作物（建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。次条において同じ。）を除く。同条第二号において同じ。）の建設

二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次条第二号ハにおいて同じ。）
ハにおいて同じ。）再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第二号ハにおいて同じ。）その他の物件の堆積

三 前二号に掲げる行為のほか、地域再生拠点（法第五条第四項第五号に規定する地域再生拠点をいう。

）の形成を図る上で支障を及ぼすおそれがある行為として国土交通省令で定めるもの

（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第十二条 法第十七条の八第二項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

イ 当該地域再生土地利用計画（法第十七条の七第一項に規定する地域再生土地利用計画をいう。次条第二号において同じ。）に記載された法第十七条の七第三項第二号の誘導施設を有する建築物で仮設のもの
ロ イの誘導施設を有する建築物で仮設のもの
のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

ハ 建築物を改築し、又はその用途を変更してイの誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

二 法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの

イ 次に掲げる土地の区画形質の変更

(1) 建築物で仮設のもの建築又は工作物で仮設のもの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

(2) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の区画形質の変更

(3) 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

ロ 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

(1) 建築物で仮設のもの建築又は工作物で仮設のもの建設

(2) 屋外広告物で表示面積が一平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

(3) 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設

(4) 建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系（その支持

物を含む。）、旗ざおその他これらに類する工作物の建設

(5) 農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物又は工作物の建築又は建設

ハ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積であつて、建築物の存する敷地内で行うもの（国土交通省令で定める高さ以下のものに限る。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第十三条 法第十七条の八第二項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

一 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設（同条第五項に規定する都市施設をいう。）に関する都市計画に適合して行う行為

二 地域再生土地利用計画に記載された公共の用に供する施設を管理することとなる者が当該地域再生土地利用計画に適合して行う行為（前号に掲げるものを除く。）

第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「第七条」を「第九条」に改め、同条第二項中「第七条各号」を「第九条各号」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域）

第三条 法第五条第四項第四号の政令で定める地域は、平成二十七年八月一日における次に掲げる区域とする。

一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯

二 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域

三 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行

令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域

(集落生活圏から除かれる区域)

第四条 法第五条第四項第五号の政令で定める区域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画（同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。第十三条第一号において同じ。）が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。
(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

2 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の八第一項及び第三項